

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により香芝市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和元年五月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）ドラッグコスモス尼寺店

所在地 香芝市尼寺二丁目三四二番一ほか

二 香芝市から聴取した意見の概要

- 1 事業系一般廃棄物については、香芝市一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託するか事業者が自ら焼却場（美濃園）へ搬入するかのどちらかで処理すること。
- 2 開発後の騒音・振動・悪臭・水質汚濁については、生活及び自然環境に悪影響を及ぼさないよう十分注意をし、万一苦情が出た場合は申請者が責任を持って早急に対処すること。
- 3 開発地の土地の維持管理については、香芝市草刈条例（あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例）を厳守すること。
- 4 工事中の騒音・振動には十分注意をし、万一苦情が出た場合は申請者が責任を持って対処すること。
- 5 工事により生じる廃棄物については、各法令を遵守し、責任を持って処理すること。
- 6 香芝市の開発指導要綱に基づく事前協議内容に不都合が生じた場合は再度協議し対処すること。
- 7 近隣住民の生活環境に影響を及ぼす施設等については、近隣住民と十分協議をし、承諾を得ること。
- 8 工事期間中、事業地からの雨水流出等による災害防止を図るとともに、ガードマンを配置し、近隣住民等に十分配慮すること。
- 9 申請地が周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）である尼寺南廃寺の範囲内に該当するので、工事中に土器や石器等の遺物と認められるものを発見した場合は、香芝市教育委員会教育部生涯学習課文化財係に連絡すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

